

# 音更町都市計画審議会議案

日 時 平成22年7月27日（火）午後2時から

場 所 音更町役場4階 401会議室

# 議 事 次 第

## 1 開 会

## 2 会長あいさつ

## 3 町長あいさつ

## 4 議 件

議案第1号 工場閉鎖に伴う土地利用転換方針（新まちづくりプラン）  
について

協議第1号 帯広圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
の変更について

協議第2号 帯広圏都市計画区域区分の変更について

協議第3号 帯広圏都市計画用途地域の変更について

協議第4号 帯広圏都市計画特別用途地区の変更について

協議第5号 帯広圏都市計画準防火地域の変更について

協議第6号 帯広圏都市計画地区計画の決定について

協議第7号 帯広圏都市計画下水道（音更公共下水道）の変更について

## 5 その他

## 6 閉 会

## 議案第1号

工場閉鎖に伴う土地利用転換方針（新まちづくりプラン）について

工場閉鎖に伴う土地利用転換方針（新まちづくりプラン）について、本計画のとおり決定する。

◆「工場閉鎖に伴う土地利用転換方針（新まちづくりプラン）」に係る意見の内容とそれに対する町の考え方について

1 意見の提出状況

区 分	実 施 期 間	意見等の件数
パブリックコメント	平成22年5月25日～6月24日	1名より1件

2 意見の種類別状況

区 分	意見等の件数
商業地への土地利用転換方針に対する意見など	0件
その他の意見（木野地区における室内体育館の要望）	1件

3 意見等に対する町の考え

意見等の内容	町の考え方（案）
木野地区に、身近に利用できる室内体育館をつくって欲しい。ファミリーセンター（木野大通西13丁目）が無くなり、不便を感じている。	この方針では、主に民間所有地における土地利用の見直しについて、町民から意見を募集しておりました。 ご意見にあります「木野地区体育館」の整備については、既存の施設やスポーツ関連施設の有効活用を含め、第5期総合計画策定の審議結果を踏まえて、今後検討して行くこととなります。

## 協議第1号

帯広圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

都市計画法第6条の2の規定に基づき、都市計画区域毎に北海道が定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、審議会の意見を求めます。

# 帯広圏都市計画（帯広市・音更町・芽室町・幕別町）

## 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（素案）

帯広圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。（北海道決定）

### I. 都市計画の目標

#### 1. 基本的事項

##### （1）目標年次

この方針では、帯広圏都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を平成32年の姿として策定する。

##### （2）範囲

その範囲及び規模は、帯広市、音更町、芽室町及び幕別町の1市3町にわたり、その面積は次のとおりである。

	市 町 名	範 囲	面 積
都市計画区域の範囲	帯 広 市	行政区域の一部	約 10,210 ha
	<u>音 更 町</u>	<u>行政区域の一部</u>	<u>約 6,280 ha</u>
	芽 室 町	行政区域の一部	約 8,200 ha
	幕 別 町	行政区域の一部	約 8,210 ha
合 計			約 32,900 ha

#### 2. 都市づくりの基本理念

北海道の東部に広がる十勝平野は、三方を日高山脈、大雪山系、白糠丘陵地に囲まれ、南は豊頃丘陵地を経て太平洋に臨む、広大で肥沃な農業地帯となっている。

本区域は、この十勝平野の中心に位置し、それぞれの山地に源を発する十勝川、札内川、音更川の合流点に展開する帯広市、音更町、芽室町及び幕別町で構成されている。

これら1市3町は、十勝の大規模畑作、酪農地帯に支えられ、関連産業が発展した帯広市を中心に、広域的な連携を保ち、日常生活においても一体の都市として、健全な発展と秩序ある整備を進め、快適な都市圏の形成に努める。

また、地方拠点都市地域として、帯広圏の都市機能をさらに向上させるなど、地域の自立的成長力を高めていくことが重要となっており、今後は、人口の減少傾向や少子高齢化が進行することから、原則、市街地の拡大を抑制し、都市の既存ストックの有効活用を促進することにより、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造、さらには地球環境時代に対応した低炭素型都市構造への転換を目指す。

##### （1）帯広市

帯広市は、まちづくりの基本方向に「人と環境にやさしい活力ある田園都市おびひろ」を掲げ、地域の力を合わせ、都市と農村が調和する田園都市づくりを進め、十勝圏の発展への貢献はもとより、東北海道の中核都市としての役割を担う。

また、環境モデル都市として、環境負荷低減の先導的な取組みを進めるとともに、中心市街地については、中心市街地の活性化に関する法律による帯広市中心市街地活性化基本計画に基づき、土地の高度利用、都市機能の充実など活性化を図る。

(2) 音更町

音更町は、帯広圏の北方に位置し、自然と調和し共に生きるまち、町民一人ひとりが安心して暮らせるやさしさあふれる快適なまちづくりを促進するため「人と大地がひびきあい躍進する快適都市おとふけ」を将来像に魅力あふれるまちづくりを進める。

(3) 芽室町

芽室町は、帯広圏の西方に位置し、「みどりの中で子どもにやさしく思いやりと活力に満ちた協働のまち」を将来像とし、すべての人が、慣れ親しんだこのまちで快適な生活を営み、誇りを持って暮らし続けることができるまちづくりを進める。

(4) 幕別町

幕別町は、帯広圏の東方に位置し、「人と大地が躍動し みんなで築くふれあいの郷土」を町の将来像として、協働、連携、交流を通して、皆で助け合うとともに地域の歴史・文化などを大切に、生き生きとした日々の営み続けることができる新しいまちづくりを進める。

II. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

1. 区域区分の有無

本区域は、十勝圏の中核都市として、様々な都市としての拠点機能が集積するなど、着実に発展してきた。

また、少子高齢化や産業構造の変化等により、人口は、若干の減少傾向にあるが、依然、人口や産業の規模は、大きい状況にある。

一方、市街地周辺部には、優良な農地や貴重な森林等、豊かな自然環境が形成されていることから、今後も農林漁業と調和を図りながら、無秩序な市街化を抑制し、計画的な市街地整備を図ることを目的として、引き続き区域区分を定める。

2. 区域区分の方針

(1) おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

区分	年次	平成 17 年 (基準年)	平成 32 年 (目標年)
	都市計画区域内人口	242 千人 <u>37,822 人</u>	おおむね 234 千人 <u>41,800 人</u>
市街化区域内人口	231 千人 <u>34,807 人</u>	おおむね 226 千人 <u>39,800 人</u>	

(2) 産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

区分	年次	平成 17 年 (基準年)	平成 32 年 (目標年)
	生産規模	工業出荷額	2,382 億円 <u>594 億円</u>
卸小売販売額		11,633 億円 <u>844 億円</u>	10,517 億円 <u>894 億円</u>
就業構造	第 1 次産業	11.6 千人(9.4%) <u>2,945 人</u>	10.1 千人(7.9%) <u>2,744 人</u>
	第 2 次産業	24.6 千人(19.9%) <u>4,098 人</u>	26.1 千人(20.5%) <u>3,794 人</u>
	第 3 次産業	87.4 千人(70.7%) <u>13,687 人</u>	91.0 千人(71.6%) <u>17,964 人</u>

### (3) 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

市街化区域は、平成 17 年時点で市街化している区域及び当該区域に隣接しおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とし、その規模については、都市計画基礎調査に基づき、将来の市街地に配置すべき人口・産業を適切に収容しうる規模として、次のとおり想定する。

年 次	平成 32 年
市街化区域面積	6,929ha <u>1,083ha</u>



### Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針

#### 1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

##### (1) 主要用途の配置の方針

本区域においては、人口の減少傾向、少子高齢化の進行、地球温暖化の深刻化など、都市をとりまく環境の変化に対応し、既存の社会資本ストックの有効利用に努め、自然環境や人にやさしく、持続可能でコンパクトなまちづくり、さらには、低炭素型都市構造への転換を目指し、住宅地、商業業務地、工業・流通業務地の各用途を次のとおり配置する。

##### ① 住宅地

本区域の住宅地は、高度利用住宅地、一般住宅地及び専用住宅地で構成することとし、地区特性などに応じて、地区計画などの活用により、良好な住環境の維持及び形成を図る。

高度利用住宅地は、帯広市のJR帯広駅を中心とする中心市街地に配置し、中高層住宅の建設促進や市街地再開発事業などによる効率的な土地利用を図り、まちなか居住を促進する。

一般住宅地は、帯広市の中心市街地を取り巻くおおむね3 km圏域内に配置し、中低層住宅を主体としながら、中心商業業務地に近い利便性を生かした住宅地を形成する。

また、音更町の3・3・101号音更大通（国道241号）などの主要幹線道路の周辺、芽室町のJR芽室駅を中心とした地域商業業務地周辺、幕別町のJR札内駅、JR幕別駅の周辺及び3・2・203号中央通（国道38号）などの主要幹線道路の沿道などに配置し、中高層住宅を主体としながら、利便性の高さと良好な住環境が調和した住宅地の形成を図る。

音更町の希望が丘地区は、野球場などのスポーツ施設、生涯学習センターなどの公共施設、帯広大谷短期大学などが立地しており、周辺の住環境などと調和した高次の都市機能の集積と維持を図る。

専用住宅地は、土地区画整理事業などにより計画的に開発された住宅地に配置し、低層専用住宅を主体とした良好な住環境の維持に努める。

##### ② 商業業務地

本区域の商業業務地は、中心商業業務地、拠点商業業務地、地域商業業務地及び沿道商業業務地で構成することとし、公共公益施設が立地する地区については、今後ともその機能の維持、増進を図る。

中心商業業務地は、帯広市の3・3・12号西2条通（道道帯広停車場線）を中心として配置し、十勝圏における商業・業務の核として、再開発などにより、多様な人々が集い賑わう商業機能をはじめとする都市機能の集積を図るとともに、文化やアミューズメントなどを充実し、魅力ある中心市街地の創出に努める。

拠点商業業務地は、音更町の十勝川温泉地区に配置し、温泉観光地として、観光施設や宿泊施設等の集積を図る。

地域商業業務地は、音更町の3・3・101号音更大通（国道241号）と3・3・102号国見通（道道帯広新得線、道道帯広浦幌線）の主要幹線道路の交差部周辺、3・4・105号音更中央通（道道音更新得線）の沿道、芽室町のJR芽室駅周辺、幕別町のJR札内駅及びJR幕別駅周辺に配置し、賑わいの創出や交流の場として多様な都市機能の集積を進めるとともに、生活利便施設等の誘導による商業・業務機能の充実を図る。

このほか、郊外の住宅地には地域商業業務地を適切に配置し、生活利便施設等の立地や個性と魅力ある商店街としての充実により日常生活圏における利便性の確保を図る。

沿道商業業務地は、帯広市の3・3・7号石狩通（国道38号）、3・2・5号白樺通、3・4・13号西5条通、音更町の3・3・101号音更大通（国道241号）、芽室町の3・2・302号基線通（国道38号）、3・2・309号2丁目通（道道豊頃糠内芽室線、道道芽室東四条帯広線）、幕別町の3・2・203号中央通（国道38号）などの主要な幹線道路の沿道に配置し、背後地の住環境に配慮しながら、利便性の高い商業地の形成

や沿道サービス施設等の立地を図る。

### ③ 工業・流通業務地

本区域の工業・流通業務地は、専用工業地、一般工業地及び流通業務地で構成することとし、今後も、良好な周辺環境の保全や操業環境等の維持に努めつつ、農畜産物などの地域資源や地域特性を生かした製造業の集積等により、地域産業の振興を図る。

専用工業地は、帯広市の帯広工業団地、新帯広工業団地、音更町の北開進地区、芽室町の西工業団地、東工業団地、幕別町のリバーサイド幕別、札内東工業団地、明野工業団地などに配置し、交通利便性や地区特性を踏まえた広域的な工業拠点の形成を図る。

一般工業地は、帯広市の西20条北地区、音更町の木野地区、北明台地区、芽室町の鉄南地区、弥生地区、下美生地区、幕別町の新田地区などに配置し、周辺環境等に配慮した工業地の形成を図る。また、主要な幹線道路の沿道に配置する一般工業地では、背後地の住環境等に配慮し、工業系沿道サービス施設等の適正な立地を図る。

流通業務地は、帯広市のJR帯広貨物駅を中心とし、倉庫業や卸売業、運輸業などが集積している西陵北地区に配置し、機能の強化や充実を図る。

音更町のIC工業団地は、広域的高速交通ネットワークを活用した産業、流通機能を集積する工業団地として整備を進め、多種多様な企業等の立地による雇用の確保と地域産業の振興を図る。

幕別町の主要幹線道路沿道については、地域資源を活用した工業系業務施設の立地動向や必要性を見極めながら、周辺環境に配慮した適切な土地利用を図る。

広域的な都市構造や都市基盤施設に大きな影響を与える大規模集客施設については、都市機能の適切な立地誘導を図るとともに、工業・流通業務地における効率的な操業環境の確保を図る観点から、特別用途地区などにより立地を規制する。

## (2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

### ① 住宅地

高度利用住宅地は、中高層住宅の建設を促進するなど高密度の土地利用を図る。

一般住宅地は、利便性を生かし中密度の土地利用を図る。

専用住宅地は、良好な住環境を保全し、ゆとりと潤いある低密度の土地利用を図る。

### ② 商業業務地

中心商業業務地においては、多様な都市機能の充実を図るため、高密度の土地利用を図る。

拠点商業業務地や地域商業業務地については、中密度の土地利用を基本とする。

沿道商業業務地は、中密度の土地利用を基本に、地区や幹線道路の特性に応じて適切な密度での土地利用を図る。

### ③ 工業・流通業務地

工業・流通業務地については、地域特性に応じた適切な密度の土地利用を図る。

## (3) 市街地における住宅建設の方針

新たな住宅需要への対応については、各市町において定める住宅マスタープランなどにに基づき、既成市街地内の未利用地の有効利用を促進することとし、老朽化が進む公営住宅については、計画的な建替や改善などにより居住水準の向上に努める。

また、これらの地区などにおいては、日常生活圏の維持に必要な生活利便施設などを確保することにより、良好な住環境の形成を図る。

特に、高度利用住宅地においては、中高層住宅や多様な機能が複合化した住宅の供給などによりまちなか居住を促進する。

#### (4) 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

##### ① 土地の高度利用に関する方針

帯広市の中心市街地については、十勝圏の中核都市にふさわしい都市空間の形成を図るため、都市基盤施設等のストックの活用を基本としながら、帯広市中心市街地活性化基本計画に基づき、土地利用の高度化及びまちなか居住を促進する。

##### ② 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

市街地の内部に点在する工場などは、周辺の住環境への影響に配慮して、必要に応じて移転を促進し、良好な住環境の創出を図る。

既成市街地において、社会経済情勢の変化や市街地の成熟化に伴い、土地利用を見直す必要が生じた場合は、用途地域の見直しを適切に進めるとともに、必要に応じて地区計画などの活用により適正かつ計画的な市街地の形成を図る。

また、大規模未利用地や施設等の跡地において、土地利用の転換が図られる場合には、用途地域の見直しを適切に進めるとともに、必要に応じて地区計画などの活用により計画的かつ一体的な土地利用を図る。

##### ③ 居住環境の改善又は維持に関する方針

住宅地のうち都市基盤施設整備が遅れている地区については、計画的にこれらの整備を促進し、土地利用の増進と良好な居住環境の創出を図る。

また、土地区画整理事業などによる計画的な宅地開発が行われた郊外部の低層住宅地などを良好な居住環境を維持すべき地区として位置付け、閑静で落ち着きある住宅市街地が形成されるよう地区計画などを活用し、今後ともこの環境を維持、保全する。

##### ④ 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街化区域内に点在する社寺林や緑地、樹林地などは、市街地において欠かせない緑地として維持、保全する。

#### (5) 市街化調整区域の土地利用の方針

##### ① 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域のうち、集団的農用地や国・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域、実施を予定している区域などについては、健全な農業の維持と発展を図るためにも、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農振法第8条第2項第1号の規定に基づき、農用地区域として定められたものについては「農業上の利用を図るべき土地」として、市街化区域の拡大の対象とはしない。

##### ② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

がけ地や傾斜地などの災害発生のおそれのある区域は、市街化を抑制するとともに、適正な処置を講ずることにより、災害の防止を図る。

##### ③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

本区域における良好な自然環境を有する地区などは、維持・保全を図る。

##### ④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

市街化調整区域は、基本的に市街化を抑制する。ただし、農業の多面的な機能の活用や多様なライフスタイルへの対応などにおいてグリーンツーリズムや優良田園住宅などの新たなニーズについては、農業と都市計画との調和や関係法令などとの調整を図り、適切に対応する。

また、産業の活性化等にとまなう企業の立地動向の変化については適切な対応を検討する。

帯広畜産大学周辺地区については、地域の知的拠点として特性を生かした土地利用を検討する。

農業振興地域の白地地域で無秩序な土地利用が行われるおそれがある幹線道路沿

道や既成市街地に隣接する区域などについては必要に応じて農林漁業との調整を図った上で、地区計画などを活用することにより、周辺環境や既成市街地における住環境等の保全に配慮した適切かつ計画的な都市的土地利用を図る。

都市計画法第34条第11号に基づく条例指定区域である帯広市の新川西地区や中川西地区及び愛国地区は、それぞれの集落の特性を生かした地域コミュニティの維持を図るため、必要に応じて農林業との調整を行った上で地区計画などを活用し市街地形成を図り、また、音更町の条例指定区域である南花園地区については、引き続き住環境の維持に努めるとともに、その他の既存集落についても都市計画制度の運用により、良好な住環境の保全を図る。

十勝川温泉周辺地区の観光区域については、地区特性を生かした観光地の形成を進めるため、必要に応じて都市基盤整備を図る。

## 2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### (1) 交通施設

#### ① 基本方針

##### a 交通体系の整備の方針

本区域は、十勝の中央部に位置し、十勝圏の中心として発展していることから、拠点集約・多核連携型都市構造を実現するため、今後も圏域内道路網は重要であり、更に道央圏と道東圏の交通の結節点としての重要性が高まるものと考えられる。

このため、円滑な広域交通ネットワークの形成を進めるため、高規格幹線道路の北海道横断自動車道や帯広・広尾自動車道の整備を促進するとともに、都市内交通にも対応した交通網体系の確立を図る。

交通施設の整備にあたっては、人口の減少傾向や少子高齢化の進行などの社会情勢の変化に対応した都市構造への転換に向け、誰もが安全・安心で使いやすい施設の充実を図り、移動手段の多様化を進めるとともに、既存ストックの有効活用と長期未着手となっている都市計画道路の見直しを進め、効率的な整備を図る。

また、環境意識の高まりとともに、都市交通のニーズが多様化していることから、既存の交通施設を有効利用するとともに、各交通手段の適切な役割分担に対応した施設整備を検討し、環境負荷の低減を図る。

これらの考え方をもとに、基本方針を次のとおりとする。

##### ア 高規格幹線道路

都市間や空港、港湾等との広域的な高速交通ネットワークの形成を促進するとともに、圏域内交通とのアクセス機能を高める。

##### イ 四放射一環状の主要幹線道路

環境にやさしい拠点集約型都市構造に向け、帯広圏一市三町の都市軸・生活拠点連携軸・産業軸・観光交流軸を強化するため、圏域内道路網の骨格となる四放射一環状の主要幹線道路などを適正に配置し、整備拡充を促進する。

##### ウ その他の幹線道路

多様な都市活動を支え円滑な交通を確保するため、沿線の土地利用も勘案しながら生活拠点を連携する幹線道路を配置し、都市内道路網の形成を促進する。

##### エ 交通結節点としての道路

公共交通利用促進のため、移動需要に適したバスネットワークの形成などによる公共交通利便性向上を図り、JR帯広駅、芽室駅、幕別駅、札内駅周辺では、駅前広場や駐車場などの機能の適正な維持に努め、交通結節点機能の充実を図る。

##### オ 自転車・歩行者ネットワーク

安全で快適に通行ができる自転車・歩行者道の整備を進め、自転車・歩行者ネットワークの形成やユニバーサルデザインによる施設整備を促進する。

**b 整備水準の目標**

本区域の交通体系は、広域的かつ長期的視点に立って整備を図っていくものとするが、道路交通に関しては、当面、次の整備水準を目指して整備を促進する。

街路網については、広域交通に対応する骨格街路網の整備を促進するとともに、都市内の幹線街路網は、各道路機能に応じて段階的な整備を進め、平成32年の幹線街路網密度がおおむね3.40 km/km<sup>2</sup>となるように都市計画道路の整備を図る。

年次	平成17年 (基準年)	平成32年 (目標年)
幹線街路網密度 (km/km <sup>2</sup> )	2.95 <u>2.69</u>	3.40 <u>3.06</u>
都市高速鉄道 (km)	10.4	10.4

**② 主要な施設の配置の方針**

**a 道路**

**ア 高規格幹線道路**

北海道横断自動車道や帯広・広尾自動車道を広域的な交通ネットワーク道路として配置するとともに、帯広・広尾自動車道については、帯広市の西帯広地区にICの追加配置を図る。

**イ 四放射一環状の主要幹線道路**

・放射道路

3・3・7号石狩通(国道38号)、3・2・203号中央通(国道38号)、3・2・302号基線通(国道38号)、3・3・6号大通(国道236号)及び3・3・45号帯広北新道(国道241号帯広北バイパス)、3・3・101号音更大通(国道241号)並びに3・1・46号弥生新道(道道幕別帯広芽室線・道道八千代帯広線・道道芽室東四条帯広線)を圏域交通体系の骨格となる放射道路として配置する。

・環状道路

3・3・8号弥生通(道道幕別帯広芽室線)、3・2・42号中島通(道道幕別帯広芽室線・道道川西芽室音更線)、3・1・46号弥生新道(道道幕別帯広芽室線)、3・3・49号札内新道(道道幕別帯広芽室線)及び3・3・102号国見通(道道帯広新得線、道道帯広浦幌線)を圏域環状道路として配置する。

さらに、圏域環状道路として、札内新道の延伸計画の検討を進め、圏域内交通機能の向上を図る。

**ウ その他の幹線道路**

・幹線道路

3・2・5号白樺通(道道芽室東四条帯広線)、3・2・9号栄通(道道帯広の森公園線)、3・3・10号共栄通(道道八千代帯広線)、3・4・27号帯広の森通(道道帯広の森公園線)、3・4・26号稲田通(道道八千代帯広線、道道帯広の森公園線)、3・4・50号鈴蘭新通(道道帯広新得線、道道上士幌士幌音更線)、3・2・309号2丁目通(道道豊頃糠内芽室線、道道芽室東四条帯広線)3・3・214号止若通(国道38号)、3・4・222号みずほ通(道道幕別帯広芽室線、道道更別幕別線)、3・4・207号札内南大通(道道幕別帯広芽室線)、3・4・211号幕別大通(道道幕別大樹線)、3・3・204号幕別本通(道道幕別大樹線)は、主要幹線道路を補完し、圏域内交通に対応する幹線道路として配置する。

・その他の道路

3・3・12号西2条通(道道帯広停車場線)、3・4・43号西帯広通(道道川西芽室音更線)、3・3・51号西15号通(道道芽室帯広インター線)、3・3・120号宝来南通(道道長流枝内木野停車場線)、3・4・105号音更中央通(道道音更新得線)、3・4・110号宝来通(道道帯広浦幌線)、3・3・128号鈴蘭公

園通（道道上士幌士幌音更線）、3・4・304号上美生通（道道中美生芽室線）、3・4・306号新生通（道道豊頃糠内芽室線）、3・4・213号曙通（道道明倫幕別停車場線）、3・4・226号札内9号南通（道道幕別帯広芽室線）、3・4・206号札内本通（道道札内停車場線）3・3・47号学園通を沿線の土地利用や役割に応じた格子状を基本とする都市内道路網の形成を図る。

## エ 交通結節点としての道路

3・4・19号南11丁目通、3・4・25号鉄南通にJR帯広駅の駅前広場、3・4・303号本通（道道豊頃糠内芽室線、道道芽室停車場線）にJR芽室駅の駅前広場、3・4・211号幕別大通（道道幕別停車場線）にJR幕別駅の駅前広場を配置し、交通結節点としての機能を高める。

## オ 自転車・歩行者ネットワーク

本区域内の観光施設や河川緑地等と市街地を結ぶ広域的な自転車・歩行者道は、大平原自転車道や四放射一環状の主要幹線道路を活用するとともに、市街地内の各拠点を結ぶ幹線道路の自転車・歩行者道の整備を進め、ネットワーク化を図る。

## b 都市高速鉄道

帯広市のJR根室本線の一部を連続立体交差化しており、南北市街地の交通の円滑化と土地利用の一体化を図り、また、鉄道の高速化を促進する。

## c 駐車場

帯広圏は自動車依存率が高いが、今後の自動車保有台数の動向をみながら、帯広市の中心市街地に駐車需要の実態や将来動向に即した駐車場を適正に配置する。

## ③ 主要な施設の整備目標

### a 道路

以下の都市計画道路について、おおむね10年以内の整備を目標とする。

#### ア 高規格幹線道路

- ・北海道横断自動車道の整備促進
- ・帯広・広尾自動車道の整備促進（中札内～広尾間）

#### イ 四放射一環状の主要幹線道路

- ・3・3・6号大通（国道236号）の整備促進
- ・3・1・46号弥生新道（道道幕別帯広芽室線）の整備促進
- ・3・2・42号中島通（道道川西芽室音更線）の整備促進
- ・3・3・102号国見通（道道帯広新得線、道道帯広浦幌線）の整備促進

#### ウ その他の幹線道路

- ・3・2・309号2丁目通（道道豊頃糠内芽室線、道道芽室東四条帯広線）の整備促進
- ・3・4・207号札内南大通（道道幕別帯広芽室線）の整備促進
- ・3・4・211号幕別大通（道道幕別大樹線）の整備促進
- ・3・3・128号鈴蘭公園通（道道上士幌士幌音更線）の整備促進
- ・3・4・105号音更中央通（道道音更新得線）の整備促進
- ・3・2・9号栄通の整備促進
- ・3・3・10号共栄通の整備促進
- ・3・3・47号学園通の整備促進

## (2) 下水道及び河川

### ① 基本方針

#### a 下水道及び河川の整備の方針

##### ア 下水道

良好な都市環境の確保、公共用水域の水質保全、浸水対策及び災害に強い施設づくりを進め、都市の健全な発展と公衆衛生の向上に資するために、十勝川流域下水道と整合を図りつつ、公共下水道整備や老朽化が進む下水道施設の改築更新を促進する。

##### イ 河川

都市化の進展に伴う雨水流出増に対応して、流域が本来有する保水、遊水機能の確保を図りつつ、関係機関と連携し、総合的な治水対策を図る。

また、都市住民の潤いと安らぎをもたらす空間の創出に努める。

#### b 整備水準の目標

##### ア 下水道

下水道普及率は平成 17 年で 90.8%であり、今後も汚水未処理地区の解消に努めるとともに、合流式下水道の改善による公共用水域の水質保全に努める。

また、浸水被害の解消を図るため、雨水排水施設の整備を促進する。

##### イ 河川

河川整備や流域対策などの総合的な治水対策により、治水安全度の向上に努め、安心して安全な川づくりに努める。

### ② 主要な施設の配置の方針

#### a 下水道

帯広市の一部を排水区域とする帯広公共下水道及び音更町の十勝川温泉地区を排水区域とする音更公共下水道、幕別町の本町地区を排水区域とする幕別公共下水道、更には、帯広市、音更町、幕別町の一部及び芽室町を排水区域とする十勝川流域下水道に処理場を配置し、各地区の幹線管渠を適切に確保する。

#### b 河川

十勝川、札内川、音更川、帯広川、機関庫の川、猿別川などの改修にあたっては、自然環境に配慮した水に親しむ水辺空間づくりに努める。

また、快適で安全な生活環境を確保するため、河川管理に万全を期すとともに、河川美化の推進に努める。

### ③ 主要な施設の整備目標

#### a 下水道

おおむね 10 年以内に優先的に整備を予定する主要な施設は次のとおりとする。

雨水排水管渠の計画的な整備を進めるとともに、合流式下水道の改善を図る。

老朽化した下水道施設の改築更新については、長寿命化を図りながら、施設の有効利用を図る。

また、十勝川流域下水道に係る幹線整備及び十勝川浄化センターの整備を促進する。

#### b 河川

おおむね 10 年以内に優先的に整備を予定する主要な施設は次のとおりとする。

十勝川、札内川、音更川、帯広川、機関庫の川、猿別川などにおいて、河川改修の促進に努める。